



## コンビニ弁当の空き容器の処理について

### 質 問

- ①相談者:排出事業者(大規模物流業)
- ②相談案件:コンビニ弁当の空き容器
- ③相談内容:従業員がコンビニ店で購入した弁当の空き容器類(プラスチック製)が発生する。この適正処理の方法は？

### 回 答

従業員の飲食後の弁当ガラ等については、都県又は区市により適正処理の考え方又は判断が相違する場合がある。

適正処理の判断の基本は次のとおり。

- ① 従業員の個人生活(食事)に伴って発生するものであり、一般廃棄物とする判断。この場合は、区市町村の処理ルートに載せれば区市町村の処理責任により適正処理されることになる。
- ② 従業員の食事とはいえ、会社の事業活動に付随した廃棄物であり、産業廃棄物とする判断。種別は「廃プラとその付着物」となる。ただし産廃として処理ルートでは腐敗性と悪臭の問題から資源化が困難であり、焼却等に限定される。
- ③ あるべき処理方法(理想案)は、弁当容器から残飯の除去分別を徹底して行い、容器は産廃、残飯は一廃として分離処理する事。

